

令和4年第2回 美里町農業委員会会議録

令和4年2月10日

令和4年第2回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番 村田博治 2番 奥村 智 3番 濱田憲治 5番 永田末廣
6番 今田政行 7番 長木一美 8番 吉坂美佐子 9番 松田政明
10番 吉田美好

欠席委員 4番 三浦誠一

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

経済課農政係 長井一浩 小田悟史

傍聴人数 0名

開会 午前10時00分

事務局長 こんにちは、只今から令和4年第2回美里町農業委員会会議を開会いたします。議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は4番三浦誠一が欠席でございますが。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日は議案第9号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更において、担当の経済課農政係 長井係長、小田主事に説明を求めますので入室を許可しております。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、8番吉坂委員9番松田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第4号、農地法 第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号11について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 (上野祐樹君) はい、それでは、議案第4号、番号1から番号11について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化(農地集積)の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号2は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号3は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化(農地集積)の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化(農地集積)の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号5は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化(農地集積)の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号6は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号7は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営承継の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。なお、番号7の[REDACTED]の登記簿地目が「宅地」となっておりますが、現況は「畑」として耕作されておりますので農地法の適用対象となり、議案に上げております。番号8は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号9は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号10は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号11は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、

双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。なお、番号 8 から番号 11 については同一の譲受人であり、番号 8 から番号 11 の計画面積と経営面積を合計しますと 4,321 m²となり下限面積要件を満たします。また、農機具等の所有につきましてもトラクター・耕運機・コンバイン・軽トラを所有されており、効率的かつ総合的な農地利用の確保について支障を生じるおそれはないと判断し、許可要件をすべて満たすものと考えられます。また、その他すべての案件におきまして下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第 3 条第 2 項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号 1 から番号 11 の補足の説明を終わります。それでは、議案第 4 号、番号 1 を議題とし内容の説明を 3 番濱田委員に求めます。

3 番（濱田委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に、番号 2 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に、番号 3 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。はい、9 番松田委員。

9 番（松田委員） はい、以前も譲受人の方が購入した農地に廃土を入れられてますが、

形状変更届けはでていますか。その隣の農地を買われるのであればまた形状変更届けを提出されると思います。

事務局長 はい、形状を変えられる際に一番初めの時に届けを提出されています。

9番（松田委員） はい、前回の時も言いましたがこの件でも現地確認に行った際以前買われた農地の下にコンクリートを積んであるのでかなりの傾斜になっており、その土砂が川に流れたらよくないと思いますのでその辺の指導があればお願いしたいです。

7番（長木委員） はい、形状変更はいつごろ提出されましたか。前に申請許可された農地に対しては形状変更を出されていて、計画通り進んでいるのか、その辺はしっかりみておいてほしいと思います。

事務局長 はい、本来なら1年程度でやってもらうことなので、長期間かけて埋められていて、農地として利用されていないと思いますので、農業委員会で確認して今回も追加で申請がでていますので具体的にいつまで、など再度届けを提出してもらうなど指導していきたいと思います。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号3は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第4号、番号3は原案どおり決定しました。次に、番号4を議題とし内容の説明を9番松田委員に求めます。

9番（松田委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第4号、番号4の内容説明を終わります。それでは番号4について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号4は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第4号、番号4は原案どおり決定しました。次に、番号5を議題とし内容の説明を5番永田委員に求めます。

5番（永田委員） はい・・・・。

会長 以上で議案第4号、番号5の内容説明を終わります。それでは番号5について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に、番号 6 を議題とし内容の説明を 5 番永田委員に求めます。

5 番（永田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 6 の内容説明を終わります。それでは番号 6 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 6 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、番号 6 は原案どおり決定しました。次に、番号 7 を議題とし内容の説明を 5 番永田委員に求めます。

5 番（永田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 7 の内容説明を終わります。それでは番号 7 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 7 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、番号 7 は原案どおり決定しました。次に、番号 8 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 8 の内容説明を終わります。それでは番号 8 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 8 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、番号 8 は原案どおり決定しました。次に、番号 9 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 9 の内容説明を終わります。それでは番号 9 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。9 番松田委員。

9 番（松田委員）はい、申請人が申請番号 8・9・10・11 同じになっていますが、事務局から補足で面積要件、農機具もコンバインやトラクターを持っておられる説明がありましたが、今まで口頭約束でされていたのでしょうか。

事務局（津田武蔵君）はい、申請代理人の司法書士に確認したところ 8・9・10・11 はすでに個人間でやりとりされており、実際に譲受人が耕作されているということでした。

会長 申請許可前に売買契約を交わしていたのであれば今回の件は始末書をきちんととっておいた方がいいと思います。

事務局（津田武蔵君）はい、わかりました。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 9 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、番号 9 は原案どおり決定しました。次に、番号 10 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 10 の内容説明を終わります。それでは番号 10 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 10 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、番号 10 は原案どおり決定しました。次に、番号 11 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 4 号、番号 11 の内容説明を終わります。それでは番号 11 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 11 は原案どおり決定

することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第4号、番号11は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1を議題とし内容の説明を1番村田委員に求めます。

1番（村田委員）はい。。。。。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第5号番号1資料1をご覧ください。土地の選定理由についてですが、譲受人の[]は元々美里町に居住しており住み慣れた美里町で家を建てるために土地を探していたところ不動産会社より環境の良い場所を紹介され、申請地が最適地と考え選定されました。次の資料2は申請地の状況で写真を付けております。次に資料3をご覧ください。雨水についてですが、自然浸透及び南側道路側溝に流す計画となっており、排水同意書を添付されております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は農地の拡がりが10ha以上の第1種農地ですが、集落接続での転用申請で問題はありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第5号、番号1の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7番長木委員。

7番（長木委員）はい、譲受人の住所が二ヶ所記載されていますが、どういうことでしょうか。

事務局（津田武蔵君）はい、住所の件ですが現在籍は入れておられるのですが、住まいは別々ということで二ヶ所記載されています。個人住宅完成後登記されるということでした。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第5号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第6号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請、県知事許可分番号1を議題とし、内容の説明を6番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君）はい、それではご説明いたします。番号 1 は昨年 8 月に駐車場及び作業場として転用されており、今回は駐車場増設のため事業計画変更申請ですが、今回も既に着工されており始末書付きの追認案件となっております。まず譲受人についてですが譲受人は[REDACTED]です。活動内容は水質調査や漁業のため他の組合員とともに緑川流域を定期的に巡回されております。それでは、議案第 6 号番号 1 資料 1 をご覧ください。こちらの赤枠内が前回転用許可を受けた 3 筆となり、黄色枠が今回、駐車場増設により追加された部分となります。譲受人としては当初から 12 台ほどの駐車場確保を計画されておりましたが、今回の追加部分は被相続人名義であったため用地買収が出来ず転用申請をされませんでした。しかし、昨年末譲渡人への相続登記が完了したため事業計画変更申請をされました。次に、資料 2 をご覧ください。こちらは、現在の申請地の状況です。現在は作業途中ですが、最終的には法面を除いた部分を道の高さまで上げ、駐車場及び作業場として利用される計画となっております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては自然浸透及びオーバーフロー分は河川に放流する計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は農地の拡がりが 10ha 未満の第 2 種農地ですが、代替地検討表を添付されており転用申請には問題はありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で説明を終わります。

会長 以上で議案第 6 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 6 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定についてですが、今回の質疑・採決は同一人物ごとを一括して、行いたいと思いますがご異議ありませんか。

全員 異議なし。

会長 それでは、番号 1 から番号 2 の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい・・・・・・・・。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第7号、番号1から番号2の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。番号1から番号2についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第7号、番号1から番号2の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第7号、番号1から番号2は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得についてですが、今回の説明は一括して行い、質疑・採決を番号毎に行いたいと思いますがご異議ありませんか。

全員 異議なし。

会長 それでは、番号1から番号16の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい・・・・・・・・。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第8号、番号1から番号16までの内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。まず番号1についてご質疑ありませんか。はい、7番長木委員。

7番（長木委員） はい、圃場整備にからんだ貸借になると思われます。地番は圃場整備がすすんでいるところで仮地番という表示ではないのでしょうか。

事務局長 今回の記載してあるのが従前地になります。仮地番はありますが従前地で申請は行うようになっています。最終的には、権利者会議というのを行い本地番で登記をすることになります。それについては早ければ令和4年度末ぐらいに権利者会議、その後登記となると思います。

会長 他にありませんか。はい、6番今田委員。

6番（今田委員） はい、従前地と本地番では面積や地番が変わってきますが。

事務局長 本地番が出来て当然変わりますけど、今回の貸し出しするのはこの地番で貸し出して借り受けます。本来ならきちんと本地番が決まってから貸し借りをやりたいと町も考えていましたが補助金の関係もあり従前の地番で貸し借りをやるというところで今回議案としてださせてもらってます。

9番（松田委員） はい、仮地番で申請するのであれば、また本地番ができてから申請してもらわないといけないのではないのか。10年という期限はそれからののか。

事務局（上野祐樹君） はい、この従前の地番で農業委員会議にかけさせてもらって仮地番と本地番につきましてはそのまま移行する形でもう農業委員会議の方にはかけなくていいとかがっております。公社には今回から10年というところで賃借・貸借権の設定をする形で議題にあげさせてもらっています。

事務局長 今度権利者会議を行う際に、新しい地番ができるということになります。新しい地番が出来た時にこれは旧何番地と何番地と何番地というように登記をされる所になり登記簿上は確認ができます。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号番号 1 の農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号番号 1 は原案どおり決定しました。次に番号 2 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号番号 2 は原案どおり決定しました。次に番号 3 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 3 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号番号 3 は原案どおり決定しました。次に番号 4 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号番号 4 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号番号 4 は原案どおり決定しました。次に番号 5 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 5 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 5 は原案どおり決定しました。次に番号 6 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 6 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 6 は原案どおり決定しました。次に番号 7 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 7 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 7 は原案どおり決定しました。次に番号 8 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 8 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 8 は原案どおり決定しました。次に番号 9 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 9 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 9 は原案どおり決定しました。次に番号 10 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 10 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 10 は原案どおり決定しました。次に番号 11 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 11 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 11 は原案どおり決定しました。次に番号 12 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 12 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 12 は原案どおり決定しました。次に番号 13 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 13 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 13 は原案どおり決定しました。次に番号 14 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 14 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 14 は原案どおり決定しました。次に番号 15 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 15 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 15 は原案どおり決定しました。次に番号 16 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、番号 16 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 8 号 番号 16 は原案どおり決定しました。次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい、今回、6 年田 2501 m²、10 年田 56003 m²、10 年畑 3481 m²、小計 61985 m²、本年累計、3 年田 1835 m²、4 年田 3664 m²、5 年田 11841 m²、6 年田 117050 m²、9.6 年田 7920 m²、10 年田 73976 m²、5 年畑 5188 m²、6 年畑 17012 m²、9.6 年畑 979 m²、10 年畑 12574 m²、累計 252039 m²、以上で農用地利用集積計画総括表の内容説明を終わります。

会長 次に進みます。議案第 9 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてですが項目第 1 から項目第 5 まで複数ページにまたがっていま

すので説明質疑は項目ごとに行い項目 5 の説明終了後に全体質疑採決を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

全員 ありません。

会長 それでは項目第 1 について内容説明を経済課農政係小田主事に求めます。

農政係（小田主事）はい、それでは議案第 9 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、説明させていただきます。熊本県は、農業経営基盤強化法に基づき、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営指標とこのような農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標及び経営改善を図ろうとする者への支援措置等に関する基本方針を、概ね 5 年毎に 10 年間を見通して定めております。法律では、地域の農業振興に関する計画と調和が保たれたものでなければならないとされており、県の基本方針の見直しが、令和 3 年 8 月に行われたことにより伴い、各市町村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想が見直されることになりました。美里町の基本構想は平成 6 年 11 月 29 日より施行されており、今回の見直しにより多くの文言や数値の変更をすることになりましたが、大きな項目として、農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一本化が図られたことによる変更になり、構想の策定にあたっては本農業委員会、及び熊本宇城農協の意見書を頂くことが必須となっておりますので、本日の議案として提出させて頂いております。それでは今回変更になった点について、事前にお配りしている、新旧対照表に沿って説明させていただきます。変更箇所は赤字にしてありますが、団体の名称等、軽微な変更については説明を省かせていただきますのでご了承ください。それでは対照表の 2 ページをご覧ください。第 1、農業経営基盤の強化促進に関する目標ですが、美里町の現状を踏まえて、将来の農業を担っていく人たちの確保などについての目標が掲げられています。1 項では、県の基本方針に沿って、SDGs の文言を追加しております。3 項では具体的な経営の指標である年間農業所得についての変更を、他産業従事者や優良な農業経営の事例を踏まえつつ 1 経営体あたり概ね 533 万円以上から、主たる従事者 1 人あたり 305 万円程度に変更しております。続きまして、6 ページをご覧ください。6 項の (2) のイでは新規就農者の年間農業所得について、他産業従事者や優良な農業経営の事例を踏まえつつ主たる従事者 1 人あたり 267 万円程度から、主たる従事者 1 人あたり 245 万円程度に変更しております。以上で第 1、農業経営基盤の強化促進に関する目標についての説明を終わります。

会長 以上で議案第 9 号第 1 項の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。次に項目第 2 について内容説明を経済課農政係小田主事

に求めます。

農政係（小田主事）はい、続きまして7ページ目をご覧ください。第2、農業経営の規模、生産方式、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標ですが、第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、本町及び周辺市町村の優良事例を踏まえつつ主要な経営類型を経営体別に示しています。変更点につきましては、第1に示した目標に加え、個別経営体や8ページの法人経営体、協業経営体とは何かという説明を追加しております。また8ページ後半から、14ページ前半は最新の熊本県農業経営指標を参考に、2人から3人の家族経営を想定して、500万から600万円程度の農業所得になるよう経営類型を記載しております。以上で第2、農業経営の規模、生産方式、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標についての説明を終わります。

会長 以上で第2項の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。次に項目第3項について内容説明を経済課農政係小田主事に求めます。

農政係（小田主事）はい、続きまして7ページ目をご覧ください。続きまして、第3農業経営の基盤、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標ですが、新規就農者が第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、本町及び周辺市町村の優良事例を踏まえつつ主要な経営類型を示しております。変更点につきましては、15、16、ページの経営類型を、最新の熊本県農業経営指標を参考に、主たる従事者1人を想定して、250万円から300万円程度の農業所得になるよう記載しております。以上で第3、農業経営の基盤、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標についての説明を終わります。

会長 以上で第3項の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、9番松田委員。

9番（松田委員）はい、15ページの水稻足すトマトは目標にあがってるが実際に作る人はいないのではないか。

農政係（小田主事）はい、毎年熊本県農業経営指標というものが熊本県から出されておりますが、その指標を参考に10a当りで生産量や単価や農業所得を算出されております。それを元にこちらに記載しております。これはあくまでも参考でありますので、熊本の平均でいけばこれくらい生産すれば実際360万円程度と計算した

らなりますが、これぐらい平均でいけば所得があがるという経営類型を記載しております。

9番（松田委員）はい、夏秋トマトあげてあるのであえて言いますが、作るのはかなり難しいと思います。出来れば次からは確実性が見込まれる作物、導入したい作物を、新規就農者に作らせたいやつを、ここに入れていかないといけないと思いました。この地区には何をと失敗しないように作物にしても金額にしても入れてほしいと思います。

会長 あくまでも基準で書いてあるのだと思いますが、解られない方もいらっしゃるかもしれませんね。

農政係（長井係長）はい、今質問があった夏秋トマトですが、実際はご指摘の通り美里町といいながらも標高が低い地域では取組みにくい品目かと思われますけど、過去の実績としましても、砥用地区の方でも作られていた実績がございますし、新規就農者の方が取り組む例として、出来ないわけではないので農協と相談した中でもあがってますのでモデルとして取り組んでいってもらえればと、示しております。

会長 他にありませんか。はい、5番永田委員。

5番（永田委員）はい、今の件ですが、8月ごろ部落出荷できるミニトマトを作っていた実績はございました。

会長 他にありませんか。はい、7番長木委員。

7番（長木委員）はい、改善前は、労働時間や所得の記載がありましたが、改善後は記載されていません。何か意図があるのでしょうか。

農政係（小田主事）はい、以前まで書いてあった労働時間や所得が県の基本方針には記載されていなく、ヒアリングの時点で案を出した際に記載は必要ないですと言われてまして、今回からは削除している経緯です。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。次に項目第4項について内容説明を経済課農政係小田主事に求めます。

農政係（小田主事）はい、続きまして、17ページをご覧ください。第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項ですが、農地の利用集積などについての将来的な考えが示してあります。変更点につきましては、美里町の農地を担いてに集積するという面積シェアの部分を、現状の面積シェアを考慮し、26パーセントに変更しております。また、ここより下から18ページの真ん中より少し下の部分までは、団体の名称変更等、軽微な変更になりますので、説明を省かせていただきます。以上で第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用

の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項についての説明を終わります。

会長 以上で第 4 項の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番 (長木委員) はい、以前 53 パーセント今回 26 パーセントに落としてあります。今後の農業を考えた場合担い手の集積はやはり少なくなっておりますし難しい部分もあると思います。53 パーセントから 26 パーセントに落とした経緯といたしますか、考え方を知りたいです。

農政係 (小田主事) はい、53 パーセントから 26 パーセントに落とした経緯、になります。前回の 53 パーセントが少し高すぎたというのがあります。また、53 パーセントと導き出した際の平成 26 年度の面積シェア率なのですが、523 町程シェアされていましたが、令和 3 年度集計した結果 327 町面積が担い手に集積されているということで、実際平成 26 年から令和 3 年の間に 195 町程度面積が分散しているということになります。その部分を令和 11 年が目標になりますが 10 年間で 195 町を、分散してしまった部分を、半分ぐらいはどうか利用権設定と口頭約束等の利用権設定がすんでないところがございますので、活用しながら 100 町ぐらいを担い手へ集積することを目標にしておりまして、残り 22 町、令和 11 年の目標が 450 町を目指しておりますのでここに 22 町を新たに農業を営む担い手や新規就農者に集積できればと集計した結果 26 パーセントということになりました。前回のように高すぎる目標をあげた場合クリアできないということもありますので、現実的な所として 26 パーセントとしております。以上です。

7 番 (長木委員) はい、考え方としては担い手の減少ということが大きいんですね。

9 番 (松田委員) はい、反対と思うのですが目標だから減らすより、高く伸ばしていかないといけないのではないのでしょうか。

7 番 (長木委員) はい、目標は高くあった方がいいと思いますが、できる数字をあげておかないと現実的ではないのではないのでしょうか。

農政係 (長井係長) はい、先程の面積のシェア率ですが面積でおこたえしましたが、パーセントでいいますと、現実的には 18 パーセントに落ちているのが現状ですので、目標値としては 26 パーセント、実際は口約束での担い手にもう少し集積されている部分もあるかと思いますが、数字的な統計ではどうしても 18 パーセントなので、26 パーセントを目標として掲げているところです。

会長 以上で議案第 9 号の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。次に項目第 5 項について内容説明を経済課農政係小田主事に求めます。

農政係（小田主事）はい、続きまして18ページをご覧ください。第5 農業経営の基盤強化促進事業に関する事項ですが、農業経営基盤強化促進事業として取り組む、①利用権設定等促進事業、②農用地利用改善事業の実施を促進する事業、③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業、⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業、⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業の計6つの事業の内容について示してあります。変更点につきましては、前回までであった農地利用集積円滑化事業にかんする事項が、農地中間管理事業と統合一本化が図られたことにより削除しております。また、残りページにつきましては、団体の名称変更等、軽微な変更になりますので、説明を省かせていただきます。以上、簡単ではありましたが、美里町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についての説明を終わらせていただきます。

会長 以上で議案第9号第5項の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。以上で議案第9号第5項の内容説明を終わります。なお、当該構想の変更については、「農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を求めること」となっております。皆様から全体を通して何かご意見はありませんか。本件につきましては美里町農業委員会の意見として基本的な構想の変更について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第9号は原案どおり決定しました。

会長 次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。事務局より何かありませんか？

事務局 はい。

全 員 協 議 会

1. 農地利用最適化推進大会の中止について
2. 三月の農業委員会日程について

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれもちまして閉会

させていただきます。有難うございました。

本会議 午後12時10分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印